

看護師の負担軽減及び 処遇の改善計画



○看護職員と他職種との業務分担

(1) 薬剤科

【薬剤師】

- ①注射薬 1 施用払出しの取り組みを、病棟看護師の負担軽減やリスクマネジメントの視点からも改善を続ける。これにより看護師の業務負担軽減だけでなく、薬剤の取り忘れや取り間違いを防ぎ、看護師が注射薬と処方箋のスムーズな確認作業が行えるよう取り組む。
- ②D I ニュースや電子での採用医薬品一覧検索を有効活用する事で、薬剤の効能効果・用法用量、昨今問題となっているジェネリック医薬品入荷停滞問題に対応する。また、ハイリスク薬の医薬品安全使用についての院内研修会を定期的を開催する事で、病棟看護師に役立つ情報発信を行っていく。
- ③院外処方体制を維持し、薬剤師が病棟での薬剤管理業務や持参薬の管理を担う事により、医師及び看護師の負担軽減を図る。

(2) リハビリテーション科

【理学療法士・作業療法士】

- ①基本的にはリハビリスタッフが対象患者の送迎を行い、看護師の負担軽減を図る。
- ②ベッドサイドのリハビリ実施時等に、リハビリ対象外の患者においても体位交換等のサポートを行い看護師の負担軽減を図る。
- ③拘束患者に対して血栓塞栓症の予防として下肢マッサージを実施し、看護師の負担軽減を図る。
- ④病棟でのトランスファーなどのA D L 動作指導、相談に応じる。
- ⑤腰痛のある看護師に対して、リハ室の治療器の使用を提供し、疼痛緩和を図る。

【言語聴覚士】

- ①言語聴覚士が病棟で摂食嚥下訓練に関わり、看護師の負担軽減を図る。

(3) 中央検査科

【臨床検査技師】

- ①当院は、精神科病院の為、行動制限（措置入院・医療保護入院等）対象患者が多く、また介護度が高い患者も多く入院している。採血、心電図、脳波検査、超音波検査等について病棟にて実施可能な検査においては可能な限り病棟内での実施に協力し、看護師の負担軽減を図る。

【放射線技師】

- ①ポータブル撮影装置を用いて、病棟内で可能な患者の撮影を実施し、看護師の負担軽減を図る。

(4) 医療相談科

【精神保健福祉士】

- ①特に精神科の入院に関して受付業務から入院案内等各種手続き、家族の対応を行うことで看護師の負担軽減を図る。

(5) 医事課

- ①各文書手続き、代行作成を積極的に行い、医師及び看護師の負担の軽減を図る。
- ②看護職員の配置を評価する施設基準届出の提言を行い、看護師の処遇改善及び負担軽減を図る。
- ③ベースアップ評価料を管理し、看護師の処遇維持を図る。



○看護補助者の配置

①介護福祉士の配置

- ・診療報酬上での評価はないが、介護福祉業務の向上を図る目的で資格取得を奨励している。
- ・患者のADLが低い病棟を中心に配置（7病棟に26人配置）し、リーダーを明確にした上ケアワーカーの業務指導、看護師との連携を図ることで、看護師の負担軽減を図る。

②看護補助者の配置

- ・看護補助者を適正に配置、活用し、看護職員の業務軽減を図る。
- ・看護部教育委員会が統括し、年間の目標に従い適切な教育・研修を実施する。

③病棟クランク

- ・看護補助者として採用し、歯科室や検査室への送迎、食事介助、看護職員が行う勤怠管理、書類・伝票の整理、作成の代行や電子カルテの代行入力について業務分担を推進する。
- ・薬剤科（残薬返却・払い出し受け取り）、検査科（検査準備、検体出し）との対応を代行し看護師の負担軽減を図る。
- ・面会者の対応、患者の入室管理について業務分担を推進する。

○夜勤専従看護師の採用

夜勤専従の臨時看護師を採用することで、正規看護師の夜勤負担軽減を図る。

○妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- ①出産後、職場へのスムーズな復帰を促すため、育児短時間勤務制度を推奨し、育児休業規則に応じて実施する。
- ②妊娠中及び子育て中の看護職員について、夜勤勤務を本人の申請により減免する。
- ③看護職員のニーズに合わせ、時短勤務、フレックス勤務を実施する。

○その他

- ①現在の看護基準を維持出来るよう看護職員数を適正に管理し、職員1人当たりの業務負担を軽減するとともに、年休等休暇が適切に取得出来る体制を整備する。
- ②A X病棟は、看護職員の夜間勤務軽減を図る為、夜勤配置加算（夜勤3人体制）を維持する。
- ③精神科地域包括ケア（A2）病棟は、看護補助配置の要件はないが、引き続き5名の看護助手を配置する体制を維持する。
- ④専門及び認定看護師資格取得のための長期研修を職免扱いとすることで、専門分野の知識、技術等の習得を支援する。
- ⑤現在、病棟看護師は3人1台（日勤帯ベース）の電子カルテ（PC）を配備しているが、看護記録等の入力がスムーズに行なえるよう2人1台のを整備を目標とする。

○業務分担のための委員会

- ①役割分担推進のための委員会は「業務改善委員会」とする。
- ②当計画の実施状況等について、月1回委員会を開催し、進捗状況を確認、検討する。
- ③参加委員は次のとおりとする。
看護部長、事務部長、診療協力部次長（中央検査科長）、看護師長、薬剤科長、リハビリテーション科長、総務課長、事務職員、その他必要に応じて他の職種を召集。

○計画達成の目標年度

令和7年度